

Japan Aras Users' Meeting Platform 会則

2018年10月23日 初版

1. 名称

本会は Japan Aras Users' Meeting Platform と称する。(略称：JAMP/よみかた：ジャンプ/
以下、本会と表記)

2. 目的

本会を通じ日本における Aras Innovator のサブスクライバー同士が直接対話できる場を持つことで、次の達成を目指すものとする。

- (1) Aras Innovator 利用上の課題解決、効果的活用法の共有および更なる利用拡大。
- (2) 日本のサブスクライバーの意見・要望をとりまとめアラスジャパンおよび米国 Aras Corporation (以下、2社を合わせて Aras と表記) に伝えることにより、日本市場の存在感を示すと共に日本市場に向けた機能強化、製品開発を加速。

3. 会員

3-1. 参加資格

本会への参加にあたっては、下記すべての条件を満たすこととする。

- (1) Aras Innovator のサブスクリプションを契約している法人企業に所属する、Aras Innovator の導入・保守・運用のいずれかの担当者及びエンドユーザー (IT 部門/事業部門等の所属部門は不問)
- (2) Give and Take の精神を持ち、本会参加企業双方向に情報を提供し意見交換を行える方

3-2. 会費

本会の参加にあたっては入会金および会費を不要とする。

ただし、本会の活動に付随して行われる任意参加のイベント (懇親会や会員企業工場見学など) については参加者が都度実費を負担するものとする。

3-3. 入会

有資格者が本会への入会を希望する場合、事務局にその旨通知することで随時入会できるものとする。

3-4. 退会

- 3-4-1. 本会からの退会を希望する場合、事務局にその旨通知することにより随時退会できるものとする。
- 3-4-2. 参加資格を満たさなくなった場合、役員および事務局にて相互確認の上退会処理を行う。
- 3-4-3. 役員および事務局は、会員が本会の目的にそぐわないふるまいまたは他の会員に対し損害を与えるまたは迷惑行為を行ったと判断した場合、当該会員を退会させることができる。

4. 運営体制

本会の企画・運営は次の通り定める役員および事務局によって行われるものとする。

4-1. 役員

本会では、下記の役員を設置する。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 1 名

4-1-1. 職務

役員は会員の代表として、本会の目的達成のために努めることとし、推進会議の運営、会員の入退会に伴う業務の遂行を行うほか、その他本会則で定められていないことについて急を要する場合は決議権を持つものとする。

4-1-2. 任期

役員の任期は 1 年とする。ただし重任は妨げないものとする。

4-1-3. 選任

役員は、本会の目的に配慮した上で現任役員および事務局による推薦のもと、会員の信任をもって決定する。

4-1-4. 退任

役員は、任期満了前に退任または再任の意思表示を現任役員および事務局にするものとする。

4-2. 事務局

本会の事務局をアラスジャパン合同会社に設置する。事務局は、本会における会員同士の自発的な活動を支援することを職務とし、会員の入会・退会および活動の招集・会場運営等に伴う事務作業を請け負う。

5. 活動内容

本会では以下の活動を行う。

5-1. 推進会議

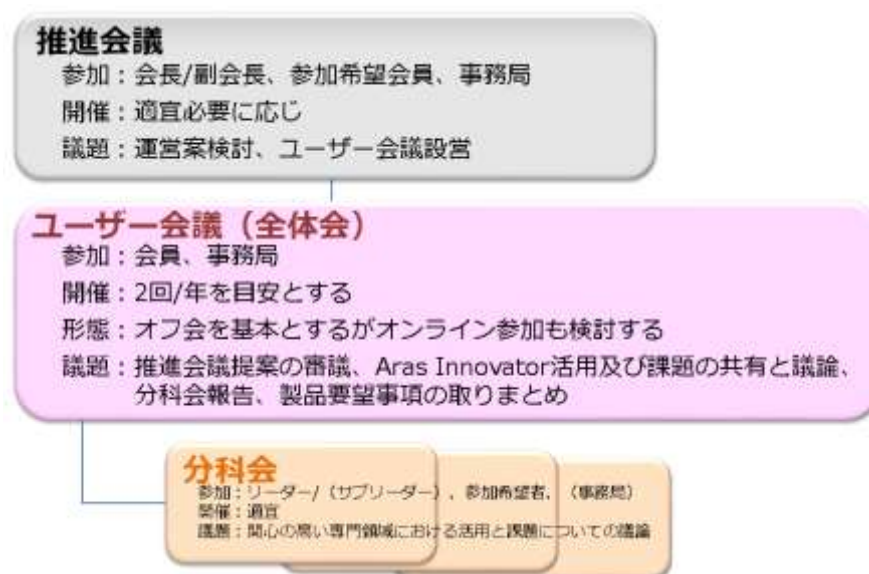
ユーザー会議および各種分科会を有意義かつ円滑に行うため、運営案の検討、ユーザー会議の設営を目的とし開催する。参加者は役員、事務局および参加希望会員とする。

5-2. ユーザー会議（全体会）

推進会議による提案の審議、参加会員の Aras Innovator 活用状況及び課題の共有と議論、分科会の活動報告、Aras への製品要望事項の取りまとめを目的とし開催する。参加者は会員および事務局とする。

5-3. 分科会

Aras Innovator 活用にあたり専門領域における活用と課題について議論することを目的とし開催する。参加者は参加希望会員とし、必要に応じ事務局の支援を仰ぐものとする。なお、各分科会には運営の取りまとめ、およびユーザー会議へ報告責任者としてリーダーならびに必要なに応じてサブリーダーを分科会参加会員から選出するものとする。



図：活動内容

6. 会計

ユーザー会内で発生する費用は次の2種であると定める。

- (1) 会議会場費用：事務局または活動の開催地となる会員企業にて負担し参加会員には負担を求めず、本会としての会計処理は行わない。
- (2) 任意活動費用：本会の活動に付随して行われる任意参加のイベント（懇親会や会員

企業工場見学など) については参加者が都度実費を負担するものとし、本会としての会計処理は行わない。

7. 機密情報の取り扱い

会員は、本会で知りえた会員各社および Aras の機密情報および個人情報について関連法令のもと保護することに努めることとし、本会および当該会員および Aras に無断で使用、配布、加工、二次利用等することを禁ずる。

8. 免責事項

本会は会員自身が本会の目的を理解し自己責任のもとで参加するものとし、役員、事務局、Aras のいずれも、本会の活動にあたり発生したいかなる損失、損害、負債および本会則に定める本会の目的の不達成について一切の責任を負わないこととする。

9. その他

9-1. 会則の変更

本会の会則の変更は、役員および事務局によって提案され、会員の信任をもって承認されるものとする。

9-2. 協議事項

本会の会則に定めのない事項ならびに協議の必要な事項については、会員の求めに応じまたは役員、事務局の発信に基づき、役員および事務局によって協議され、必要に応じ会員に報告されるものとする。

以上